

滋賀県食の安全・安心推進計画(案)の概要

【計画期間】平成26年度～平成30年度

厚生・産業常任委員会資料
平成26年(2014年)2月12日
健康福祉部 生活衛生課

I 計画策定の趣旨

「滋賀県食の安全・安心アクションプラン」改定から5年が経過したことから、生産から流通、消費に至るまでの一貫した食の安全・安心の確保を推進するため、食を取り巻く状況の変化、県政モニターアンケート結果などを踏まえ、「滋賀県食の安全・安心推進計画」を策定する。

II 計画の位置づけ

- 「滋賀県食の安全・安心推進条例」第8条の規定に基づく計画
- 「滋賀県基本構想」のほか関連計画との整合性を図り、食品の安全性の確保に関する事項については、連携、調和を図る。
〈主な関連計画〉
・「滋賀県食育推進計画(第2次)」
・「しがの農業・水産業新戦略プラン」等

III 計画の構成

- 第1 はじめに**
- 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画期間
- 第2 食の安全・安心をめぐる現状と課題**
- 1 最近の食を取り巻く環境
 - 2 県政モニターアンケート結果からの課題
 - 3 現計画(滋賀県食の安全・安心アクションプラン)の取組状況
- 第3 施策の方向**
- (生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止)
- 1 食の安全に関する危機管理体制の整備
 - 2 効果的な食品衛生監視指導の実施
 - 3 食中毒の発生防止対策の推進
 - 4 食品等の試験検査による安全性の確保
 - 5 食肉・食鳥肉の衛生確保の推進
- (関係事業者の責任による食品の安全確保)
- 6 農業生産工程管理(GAP)の取組推進
 - 7 環境こだわり農業の推進
 - 8 生産における薬剤などの適正使用の推進
 - 9 畜産物の安全性向上
 - 10 食品等事業者の自主衛生管理の促進
 - 11 適正表示の確保と食品表示に関する知識の普及
(県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上)
 - 12 リスクコミュニケーションの推進と県民ニーズの施策への反映
 - 13 食品の安全性に関する情報の提供
 - 14 食育の推進
 - 15 地産地消の推進
- 第4 計画の推進**
- 1 推進体制と役割
 - 2 進捗管理と評価

IV 計画の概要

最近の食を取り巻く環境

- 牛肉の生食等によるO157食中毒死亡事件の発生
- 食品表示偽装事例の続発
- 原発事故による食品の放射性物質汚染と風評被害
- ノロウイルス食中毒の多発

県政モニターアンケート結果

(平成17年度～毎年実施)

- 食品の安全性について不安を感じている人 66.6%
・不安の主な内容「輸入農産物」、「食品添加物」、「残留農薬」
- 県の重点的な取組みを望む項目
・「食品の抜き取り検査」、「飲食店への立入検査」、「消費者への情報提供」の強化

現計画の取組状況

- 1 食の安全を確保するための総合的な取組
・「食の安全・安心に関するシンポジウム」と「意見交換会」の開催【目標:毎年7回 → H24:8回】
・食の安全に係るマニュアルの点検・見直し【目標:毎年1回 → H24:1回】
- 2 生産段階における安全性の確保
・水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合【目標:50%(H27) → H24:38%】
・県内卸売市場の県産野菜入荷率【目標:30%(H27) → H24:24.6%】
・GAPに取り組む生産組織数【目標:150団体(H27) → H24:98団体】
- 3 製造・流通・販売段階における安全性の確保
・食品衛生監視指導件数【目標:毎年15,000件 → H24:14,581件(平均:14,233件)】
・飲食店1万店あたりの食中毒発生件数【目標:全国平均以下 → H24:県11.7件、全国9.6件】
・食品等の検査検体数【目標:毎年2,000件 → H24:2,215件(平均:2,307件)】
・セーフフードシグの認証施設数【目標:150施設(H25) → H18:41施設 → H24:123施設】

課題

- ・危機発生を想定した訓練の実施や指揮する人材の養成が必要。
- ・食品関係営業施設へのより適正な立入検査および県内流通食品の検査強化が求められている。
- ・食中毒は年間を通じて発生しているため、これまで以上の衛生意識の向上と衛生管理の徹底が必要。

- ・セーフフードシグの認証取得数が目標値に達していない。
- ・小規模な食品営業施設における自主衛生管理の取組への支援が必要。
- ・食材や産地の偽装表示、アレルギー物質等の記載漏れなど、事業者に対する指導・助言が必要。

- ・県民の食品への不安感が払拭できていない。
- ・県民の様々な疑問や不安に応えられるよう、効果的なリスクコミュニケーションが必要。
- ・県民の視点に立つた、正確で分かりやすい情報の提供が必要。

施策の方向 1

生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止

施策の方向 2

関係事業者の責任による食品の安全確保

施策の方向 3

県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上

主な取組

- ★ 食の安全に関する危機管理体制の整備
・模擬訓練の実施(→毎年1回)と人材養成
- 効果的な食品衛生監視指導の実施
・食品衛生監視指導計画に定める監視の実施
- 食中毒の発生防止対策の推進
・食品の正しい知識の提供および再発防止策の検討と情報提供
- 食品等の試験検査による安全性の確保
・県内産食品の安全性の確認と県外産広域流通食品の検査の実施 → 年間2,000検体

- ★ 食品等事業者の自主衛生管理の促進
・自主衛生管理マニュアルの作成促進
→ H26 解説書の作成
→ H27～講習会の開催 年間6回以上
- ◎ セーフフードシグの充実
・認証施設数の拡大
→ H24:123施設→H30:175施設
・認証施設に対する高度衛生管理の専門監視
- ◎ 適正表示の確保と食品表示に関する知識の普及
・講習会等による食品表示知識の普及
→ 年間30回

- ◎ 効果的なリスクコミュニケーションの推進
・シンポジウムや意見交換会の実施 → 年間7回
- ★ 県民ニーズの把握
・県民が特に不安に思っている食品の検査と結果の公表
→ 県政モニターアンケートにより対象食品を選定
- ◎ 食品の安全性に関する情報の提供
・ホームページ等による迅速な情報提供
→ アクセス件数:年間50,000件
→ 更新回数:年間100回
・講習会・研修会の開催 → 年間150回

★:新たな取組 ◎:より充実させる取組 ○:重要事業として継続する取組

計画の推進

- 県民、関係事業者および行政が、各々の責務と役割を果たすことにより本計画を推進し、社会全体で食の安全を支える。
- 各年度の取組については、滋賀県食の安全・安心審議会に報告し、意見聴取や提言をもとに評価を行う。
- 計画の進捗状況や評価については、県ホームページ等を活用し、広く県民や関係事業者に情報提供する。

